

いたばし 環境管理ニュース

発行:板橋環境管理研究会
 〒173-0005 板橋区仲宿54番10号
 電話:03-3962-0131 FAX:03-3962-0133
 (板橋区公式ホームページからも閲覧可能)
http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004325.html

今号のトピックス

- 1 新エネルギー機器及び省エネルギー機器導入助成制度(住宅用・事業所用)
- 2 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案の閣議決定
- 3 適正管理化学物質使用量等報告の受付開始

新エネルギー機器及び省エネルギー機器 導入助成制度(住宅用・事業所用)

区では地球温暖化対策の一環として、温室効果ガスの削減効果が高い新エネルギー・省エネルギー機器を設置されるご家庭及び事業所の方に経費の一部を助成します。

1. 住宅用

(1) 要件

- ①板橋区内の住宅(戸建・集合、個人・法人等)に、新しく補助対象機器を設置される方。
(賃貸住宅などの場合は、住宅の所有者から設置についての同意書が必要)
- ②申込時点において、設置工事が完了していないこと。
- ③平成26年3月20日までに設置完了報告書を提出できること。
- ④個人の場合:個人にあつては、住民税及び軽自動車税を滞納していないこと。
法人の場合:法人にあつては、法人住民税を滞納していないこと。

(2) 補助対象機器・補助金額

補助対象機器		補助金額	
新エネ機器	太陽光発電システム	出力1kWあたり 25,000 円	上限 100,000 円
	太陽熱温水器	設置に要する経費の 5%	上限 45,000 円
省エネ機器	燃料電池システム		上限 50,000 円

(3) 申請期間

平成25年4月1日から平成26年3月20日まで(土日・祝祭日は除きます。)

2. 事業所用

(1) 要件

- ①板橋区内に事業所を有する又は有する予定の中小企業者等であり、その板橋区内の事業所に助成対象機器等を自ら使用する目的で設置される方。
(賃貸・使用貸借事業所の場合は、所有者の機器設置についての同意書が必要)
- ②申請時点において、設置工事が完了していないこと。
- ③平成26年3月20日までに設置完了報告書を提出できること。
- ④法人の場合:法人にあつては、法人住民税を滞納していないこと。
個人の事業者の場合:個人にあつては、住民税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- ⑤申請者が、中小企業等(法人又は個人の事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する会社に該当しない会社を除く。)をいう。)であること。
- ⑥CO2排出量の削減効果等を検証し、結果を報告すること。

(2) 補助対象機器・補助金額

補助対象機器		補助金額	
		板橋エコアクション等 取組事業者	その他事業者
新エネ機器	太陽光発電システム	設置に要する経費の 20% 上限 1,000,000 円	設置に要する経費の 20% 上限 500,000 円
	太陽熱利用システム		
省エネ機器	ガス発電給湯器		
	省エネルギー型小規模燃焼機器		
	空調機器		
	照明機器		
	エネルギー使用量制御機器		
	その他省エネルギー診断の結果 に基づき導入する節電その他の省 エネルギーに資する設備・機器		

※板橋エコアクション等取組事業者とは、板橋エコアクション 2008 の認証、ISO14001 の認証及びエコアクション 21 の認証・登録の事業者です。

(3) 申請期間

平成25年4月1日から平成26年3月20日まで(土日・祝祭日は除きます。)

3. 注意事項

- ① 太陽光パネルの反射による光害問題、建築物等による日影問題や、落雪事故等の発生の可能性を考慮のうえ、設置場所をご検討ください。
- ② 各機器について、規格等に基準があります。基準を満たさない機器には補助金が交付されません。
- ③ 「設置に要する経費」とは、機器本体、部材、架台の購入及びこれらの取り付け工事に関する費用であり、機器の運転に直接必要のない付属品やオプション品などは除きます。
- ④ 交付申請額は1,000円未満の端数を切捨てた金額になります。
- ⑤ 同一年度内での申請は、各機器1回までとなります。
- ⑥ 補助対象機器1種類につき、1枚の申請書が必要になります。
- ⑦ 提出書類の印鑑は、すべて同一のものをご使用ください。(スタンプ不可)
- ⑧ 申請内容に変更がある場合は、設置工事完了前かつ申請書の設置完了予定日前までに、変更届の提出をお願いいたします。(軽微な変更は除く。)
- ⑨ 設置完了後、速やかに設置完了報告書等の提出をお願いいたします。(2ヶ月以内)
- ⑩ 申請書は、板橋区役所のホームページからダウンロードできます。
- ⑪ 様式の作成にあたっては、鉛筆書き・消えるボールペン等は不可です。

(3) 申込・問合せ

板橋区資源環境部 環境戦略担当課 環境都市推進係(板橋区役所新館6階3番窓口)

〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 電話:3579-2596

住宅用:http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004900.html

事業所用:http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/035/035062.html

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案の閣議決定

平成25年3月5日、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の一部を改正する等の法律案」が閣議決定されました。

本法律案は、我が国経済の発展のためにはエネルギー需給の早期安定化が不可欠であることから、供給体制の強化に万全を期した上で、需要サイドにおいて持続可能な省エネを進めていくための措置を講じるものです。

1. 法律案の背景

近年、業務・家庭といった民生部門におけるエネルギー使用量が増加傾向にあることを踏まえ、産業部門だけでなく、民生部門においても省エネルギー対策を一層進めることが求められています。

また、電力の需給の早期安定化の観点から、供給体制の強化に万全を期すとともに、需要側においても、普及が進みつつある蓄電池やエネルギー管理システム等が有効に活用されるよう、電力ピーク対策を円滑化する措置を講ずることが必要です。

2. 法律案の概要

(1) 建築材料等に係るトップランナー制度(※)

これまでのトップランナー制度は、エネルギーを消費する機械器具が対象でした。このたび、自らエネルギーを消費しなくても、住宅・ビルや他の機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する製品を新たにトップランナー制度の対象に追加します。

具体的には、建築材料等(窓、断熱材等)を想定しています。企業の技術革新を促し、住宅・建築物の断熱性能の底上げを図ります。

(2) 電力ピークの需要家側における対策(工場、輸送等)

需要家が、従来の省エネ対策に加え、蓄電池やエネルギー管理システム(BEMS・HEMS)、自家発電の活用等により、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これをプラスに評価できる体系にします。具体的には、省エネ法の努力目標の算出方法を見直します。

(3) 省エネ・リサイクル支援法の廃止

「平成25年3月31日までに廃止するものとする。」と規定されている省エネ・リサイクル支援法を廃止します。

※トップランナー制度とは、エネルギー消費機器の製造・輸入事業者に対し、3～10年程度先に設定される目標年度において高い省エネ基準(トップランナー基準)を満たすことを求め、目標年度になると報告を求めてその達成状況を国が確認する制度です。

3. 施行期日

(1) 省エネ法の一部改正関係: 公布の日から起算して1年3ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日。

(2) 省エネ・リサイクル支援法の廃止関係: 平成25年3月31日。

(経済産業省ホームページより)

<http://www.meti.go.jp/press/2012/03/20130305001/20130305001.html>

適正管理化学物質使用量等報告の受付開始

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)」では、工場または指定作業場の事業者のうち、「適正管理化学物質(58物質)」を物質ごとに年間100kg以上取り扱う事業者は、毎年度、その前年度の使用量、製造量などを区役所へ報告することとなっています。

本年も4月1日から、平成24年度実績の報告の受付を開始いたしますので、すみやかに提出をお願いいたします。

また、「化学物質管理方法書」も随時受付しておりますので、化学物質管理方法書を作成された事業所はすみやかに提出をお願いいたします。従業員が21人未満の事業所につきましては提出の義務はありませんが、光化学オキシダントの発生原因となる揮発性有機化合物(VOC)を減らすためにも、使用量、削減量及び対策等の作成、提出をお願いいたします。

■提出期間

平成25年4月1日(月)～6月28日(金)

■提出・問合せ

板橋区資源環境部環境課公害指導係(板橋区役所北館6階3番窓口)

〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 電話:3579-2594

適正管理化学物質(58物質)リスト

番号	物質名	番号	物質名
1	アクロレイン	30	水銀及びその化合物
2	アセトン	31	スチレン
3	イソamilアルコール	32	セレン及びその化合物
4	イソプロピルアルコール	33	チウラム
5	エチレン	34	チオベンカルブ
6	塩化スルホン酸	35	テトラクロロエチレン
7	塩化ビニルモノマー	36	1,1,1-トリクロロエタン
8	塩酸	37	1,1,2-トリクロロエタン
9	塩素	38	トリクロロエチレン
10	カドミウム及びその化合物	39	トルエン
11	キシレン	40	鉛及びその化合物
12	クロム及び三価クロム化合物	41	ニッケル
13	六価クロム化合物	42	ニッケル化合物
14	クロルピクリン	43	二硫化炭素
15	クロロホルム	44	砒素及びその無機化合物
16	酢酸エチル	45	ポリ塩化ビフェニル(PCB)
17	酢酸ブチル	46	ピリジン
18	酢酸メチル	47	フェノール
19	酸化エチレン	48	ふっ化水素及びその水溶性塩
20	シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物)	49	ヘキサン
21	四塩化炭素	50	ベンゼン
22	1,2-ジクロロエタン	51	ホルムアルデヒド
23	1,1-ジクロロエチレン	52	マンガン及びその化合物
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	53	メタノール
25	1,3-ジクロロプロペン	54	メチルイソブチルケトン
26	ジクロロメタン	55	メチルエチルケトン
27	シマジン	56	有機燐化合物(EPNに限る。)
28	臭素化合物(臭化メチルに限る。)	57	硫酸
29	硝酸	58	ほう素及びその化合物